

若狭町教育委員会の事務管理及び執行の
状況の点検・評価報告書

(令和4年度実施事業対象)

令和5年6月

若狭町教育委員会

はじめに	1
1 教育委員会の点検・評価について.....	2
2 若狭町教育振興基本計画	4
3 教育委員会の活動状況	25
4 令和3年度の自己点検・評価	27
（「若狭町教育委員会の自己点検・評価シート」）	
5 学識経験者による意見	37
6 総合評価	39

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、平成20年4月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととされています。

そこで、町教育委員会では、同法の規定により、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の自己点検・評価」を実施し、教育に関する学識経験を有する者の意見を付した報告書としてまとめ、平成21年度から公表をしております。

今回、令和4年度の取り組み内容を自己点検・評価として公表することで、教育行政の更なる推進に努めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

令和5年6月

若狭町教育委員会

教育長	松宮 毅
教育委員	大宮 典子
教育委員	岡 勝之
教育委員	立井 涼子
教育委員	中村 正人

1 教育委員会の点検・評価について

(1) 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、前年度における教育委員会の主要な施策とし、対象範囲は学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関する事など教育委員会が所管する全ての事務とします。

(2) 点検・評価の構成

点検・評価結果については、「若狭町教育委員会の自己点検・評価シート」により、事業内容及び事業体系を3つの大項目に区分し、大項目の下に中項目、小項目を配しています。

大項目 1 教育委員会の活動

教育委員会という組織の自らの行動、すなわち教育委員会が自ら行う行為を活動の中心に、5つの中項目に分け点検事項として小項目を設けました。

この大項目については、「評価」というより「点検」といった性格が強く実施年度における行為活動の点検を行うものです。

大項目 2 教育委員会が管理・執行する事務

法及び教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成17年若狭町教育委員会規則第6号）の定めるところにより教育委員会の権限のうち教育長に委任せずに教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、9つの中項目に分けて構成しました。

この中項目については各事業実施年度において教育委員会が実施する性質のものではなく、事象が発生したときに法律等により実施義務が生じるものもあり、大項目1と同様に「点検」の性格が強く、実施年度における事象の発生状況とその事象への対応状況の点検を行うものです。その結果、「当該年度実績なし」という表現の点検結果となる項目もあります。

大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会の職務及び事業から大項目1、2を除いた部分について管理・執行を教育長に委任して行う事務としてまとめることとし、3つの中項目、11の小項目に分けて、点検・評価を行いました。

(3) 点検・評価方法

点検・評価にあたっては、事務事業の成果と課題を総括することで事業実績とし、次年度の取組につなげていくことにより点検・評価を行うこととしました。

(4) 学識経験者の知見の活用

法第26条第2項に規定による点検及び評価に当たっての学識経験を有する者による知見の活用については、教育委員会事務局が行った自己点検・評価に結果について広い観点からの知見を有し、学校教育や社会教育に携わっている識見の高い方として2名から個別に意見を聞きました。

ご意見、ご助言をいただいた学識経験者の方々は次のとおりです。

氏名	所属等
松宮 弘明	令和4年度若狭町立小中学校校長会会長
山口 浩幸	令和4年度若狭町PTA連合会会長

2 若狭町教育振興基本計画

若狭町
教育振興基本計画

若 狭 町

令和 4 年 4 月

I 若狭町教育振興基本計画について

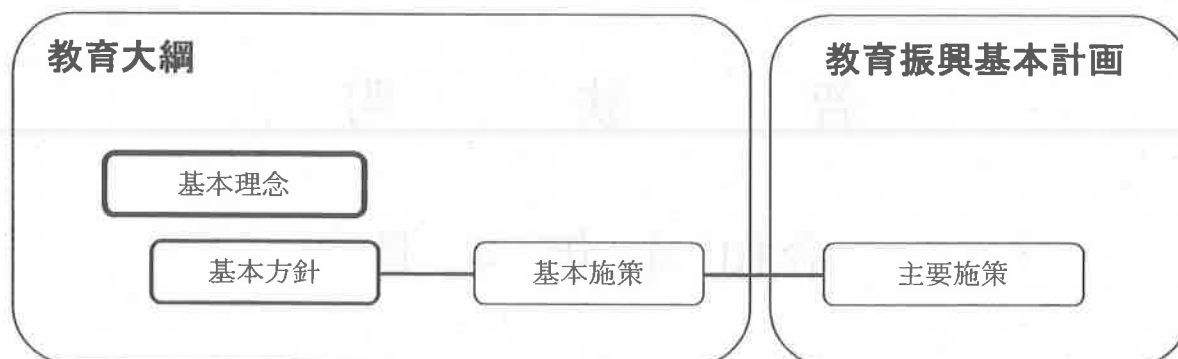
1 設定の趣旨と位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として、若狭町教育大綱に基づき、教育、文化の振興に関する具体的な施策を定めるものです。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
なお、必要に応じ、教育振興基本計画の内容を見直すこととします。

3 教育振興基本計画の構成



Ⅱ 目指す教育の姿

1 基本理念

自ら学び考える主体性と多様な人々との協働により、「未来を拓く力」を培う自立と共生の心と、ふるさとへの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活躍できる人材を育成する。

2 基本方針

基本方針 1：学校教育の充実

基本方針 2：地域力を高める教育の充実

基本方針 3：文化の継承と人材の育成

基本方針 4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

Ⅲ 具体的な取り組み

基本方針1：学校教育の充実

基本施策（1）「未来を拓く生きる力」を育てる教育の推進

これからの学校教育に必要な「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学びに向かう態度」の三要素をバランスよく育成していくために、一人一人の児童生徒の個性に応じた指導を重視する必要があります。指導方法や指導体制の工夫改善による「個別最適な学び」と、他者と協働しながら探究的な学習や体験活動を通じ、学んだことを主体的に生かしながら、多様な人との対話を通して新たな価値を創造していく「協働的な学び」の充実を図り、児童生徒の「生きる力」を育成する教育を推進します。

さらに、保小中高の連携を図り、就学・進学段階での円滑な接続や発達と学びの連続性の充実を図ります。

【主要施策】

1 確かな学力の育成
<ul style="list-style-type: none">・国、県や本町が実施する学力調査により、基礎的な知識や技能の分析を行い、事後の授業の実践に活用し、授業改善に取り組みます。・ICTを活用した一人一人の能力や特性に応じた学びを支援します。
2 探究的な学習の推進
<ul style="list-style-type: none">・児童生徒がお互いに協働しながら、地域の課題改善や情報発信など探究的な学習や体験学習を進めます。・探究的な学習や体験学習を通じて、ICTを活用し、互いの考えを伝え合う協働の学びを支援します。
3 情報活用能力と論理的思考力の育成
<ul style="list-style-type: none">・ICT等を適切かつ効果的に活用し、レポート作成やプレゼンテーション等の活動を通して、互いの考えを伝え合う学習を充実します。・プログラミングを体験し、その楽しさを感じられるよう、官民連携したプログラミング教育を推進します。
4 カリキュラム・マネジメントの推進
<ul style="list-style-type: none">・ティームティーチング（TT）、少人数指導、習熟度別学習など、児童生徒の実情や地域の実態に合わせた指導体制や指導方法の創意工夫が進められるよう支援します。
5 読書活動の推進
<ul style="list-style-type: none">・読む力はあらゆる学習の基盤であり、学習を支える上で重要となるため、学校図書館、図書館パレア館やリブラ館を活用した授業や読書を推進します。

6 教職員の資質向上の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・若狭町教育研究会における教職員の資質向上に向けた活動、研修への支援や助言を行います。 ・福井県教育総合研究所の研修や教職員大学への教員派遣など外部機関との連携により、教員の専門性を高め、実践的指導力の向上を図ります。 ・ICTを活用した授業づくりや教材開発に取り組む教員の活動を支援します。
7 教職員の働き方改革の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の超過勤務時間など勤務状況を把握し、分析することで業務の縮減に向けた指導、助言を行います。 ・担任の業務を補助する学校運営支援員や中学校の部活動指導員の配置により教職員の負担軽減を図ります。 ・部活動の外部指導者や顧問の研修会等を開催し、資質の向上を図るとともに、指導者の人材育成を図ります。 ・教職員のストレスチェックにより、メンタルヘルス不調を未然に防止するとともに、教職員に対する相談体制や支援体制の充実を図ります。
8 学校規模配置適正化への取組
<ul style="list-style-type: none"> ・これからの学びは、他者の多様な意見に触れ、対話の中で自分の考えを深めていくことから一定数の人数での学びが有効と考えられます。そのため、毎年度の出生数の推移を見ながら、保護者や地域と話し合う機会を設け、学校規模配置適正化を進めます。 ・小学校については、複式学級が2学級以上あり、引き続きその状態が続くと見込まれる場合に学校の統合を段階的に進めます。 ・中学校については、現状を維持し、1学年1学級になると見込まれる時点で統廃合を検討します。
9 保小中高連携の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校区において、保育所（園）と小学校の交流会や情報交換会を実施し、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を行うため、アプローチ・カリキュラム、スタート・カリキュラムを活用して連携や交流を図ります。 ・小学校から中学校への進学における「中1ギャップ」と呼ばれる急激な学校生活環境の変化による不応の克服など、義務教育9年間を見通した学習指導・生徒指導などの円滑な接続を行うために指導や支援を行います。 ・中高一貫した探究プログラムの策定や中学校での高校の授業内容を含む発展的授業の強化など、中高一貫教育を支援するとともに、地域の特性を生かした交流や連携を推進します。
10 家庭における学習習慣の確立
<ul style="list-style-type: none"> ・「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣の改善や定着、「ふくいスマートルール」の定着を推進し、学校と家庭が連携して望ましい家庭での学習習慣の確立を図られるよう支援します。

基本方針 1：学校教育の充実

基本施策（2）ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育の推進

先人が築いた歴史、伝統文化、郷土の自然等に触れる機会を多く持つことで、郷土についての理解を深め、ふるさと若狭町に誇りや愛着心が持てる心豊かな子どもたちを育成する教育を推進します。

また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる能力や態度を身に付け、児童生徒が社会の一員として自信が持てるよう、勤労観、職業観及び社会性を育成する教育を推進します。

【主要施策】

1 ふるさと学習の推進
<ul style="list-style-type: none">・町の歴史、文化、自然環境や観光資源に触れる活動の充実により、地域の魅力に気づき、理解を深め、情報発信するなど、関係機関と連携しながら、ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを愛する心の育成を図ります。・地域の人との交流活動を通じて、地域の伝統文化の体験、地場産業の体験など、地域の実情に合わせた創意工夫あふれる学習活動を推進します。
2 キャリア教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・職場体験活動等を通して、働くことや生きることを実感し、将来について考え、社会の中で役割を果たすことについての意義を理解し、必要な態度や能力の育成を図ります。・多業種の職業人を招へいし最新の技能や職業意識を学ぶなど、産業界と連携、協力し、将来のキャリアを考える学習を支援します。
3 開かれた学校づくりの推進
<ul style="list-style-type: none">・家庭・地域・学校協議会により、学校運営や活動評価を行い、家庭、地域、学校が連携して、教育活動の活性化を図り、地域に根ざした開かれた学校づくりを推進します。・地域行事への児童生徒の参加や学校行事などの教育活動への保護者や地域の人の参画など、地域の特性を生かした魅力ある学校づくりを推進します。

基本方針1：学校教育の充実

基本施策（3）社会の変化に対応した教育の推進

グローバル化の進展により国際社会を生き抜く人材育成のため、外国語教育を通じたコミュニケーション能力の育成を図るとともに、異国文化に対する理解を深める国際理解教育を推進します。

また、ICTの発展によりこれからの超スマート社会を生き抜く人材育成のため、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用した学習に取り組みます。これまでの学校教育の実践とICTを最適に組み合わせることにより、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育を推進します。

さらに、持続可能な社会を創造する担い手を育成するため、人権、環境、貧困、平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人一人ができることを考えるSDGs学習を推進します。

【主要施策】

1 国際理解教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・異文化を尊重し、共に生きていくことができる資質や能力の育成を目指し、各教科の特性に応じ、国際理解教育の視点を持つ創意あふれる学習活動を支援します。
2 外国語教育の充実
<ul style="list-style-type: none">・県のALTの活用、本町のALTの配置により、一層の言語活動の充実を図り、「聞く・読む・話す・書く」の4技能を育成します。・小学校の外国語の教科化に伴い、ALTの配置や外部人材による英語教育の支援体制を継続し、英語に親しむ機会を積極的につくる体制を支援します。・若狭町教育研究会等、教職員の英語科指導力の向上に向けた活動や研修への支援や助言を行います。
3 ICTの活用と推進
<ul style="list-style-type: none">・GIGAスクール構想における一人一台端末の配備、高速大容量の通信ネットワークの整備により、一人一人の能力や特性に応じた学習や協働学習を効果的に実施する授業改善など、情報教育の推進を図ります。・端末の持ち帰りによる遠隔授業、学校間の合同授業、関係機関との双方向型授業など、ICTを最大限活用した教育活動を支援します。・若狭町教育研究会等、教職員のICT活用能力の向上に向けた活動や研修への支援や助言を行います。
4 SDGs学習と活動の推進
<ul style="list-style-type: none">・人権、環境、貧困、平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人一人ができることを考え、SDGsを理解する学習を推進します。・SDGsの実践意欲を喚起するための学習活動を支援します。

基本方針 1：学校教育の充実

基本施策（4）誰もが安全・安心で楽しく学べる教育

子どもの貧困、いじめや不登校問題、また、事件、交通事故や災害に巻き込まれるケースがあることや新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対する対応など、児童生徒を取り巻く問題が全国的に大きな課題となっています。いじめ、不登校問題は、様々な要因が絡み合っているため解決が難しいケースも増えてきています。関係機関との連携を密にしながら、早期の段階での適切な対応の実施など、個々に応じた支援体制を充実するとともに、事件や事故、災害に巻き込まれないように日常的に危機管理意識を持つことが必要です。児童生徒が自らの命を守る実践力を養うなど、児童生徒が安全安心で、楽しく学べる教育を推進します。

また、特別支援教育や個別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の下、共に学ぶことができるインクルーシブ教育の構築の一層の推進を図ります。

【主要施策】

1 教育相談活動の推進
<ul style="list-style-type: none">・いじめや不登校などの未然防止、初期対応、自立支援に向けて、学校、家庭や関係機関が連携し、全ての児童生徒が「通うのが楽しい学校」となるよう、相談室を活用し、児童生徒や保護者の教育相談体制の充実を図ります。・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置により、学校や家庭での教育相談体制を充実します。
2 道徳教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・児童生徒が生命を大切にする心、思いやりの心、善悪の判断ができる心などを育てるため、体験活動の充実や家庭との取組など創意工夫のある授業を推進します。
3 人権教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・児童生徒がいじめや差別などの様々な人権に関する問題に対して考え、正しく適切な行動ができるように、人権意識や人権感覚を育てる人権教育の充実の支援を行います。
4 情報モラル教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・児童生徒のスマートフォン等でのSNSの利用によるいじめや依存症による生活習慣の乱れなどの未然防止に向けて、県の「スマートルール」を基に、学校、家庭、関係機関が連携し、インターネットの適正な利用を推進します。
5 特別支援教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する正しい認識を持ち、個別の学習支援など学習活動が円滑に実施できるように、教職員の研修や学習支援員の配置など指導体制の支援を行います。・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援学級と通常学級との交流活動及び共同学習により、児童生徒をはじめ、保護者、地域社会への相互理解のための取組を推進します。・保育所（園）、小学校、中学校、高校、特別支援学校及び関係機関が連携して、対象となる児童生徒の状況や支援内容について共通理解を図り、適切な教育相談の充実を図ります。

6 安全安心な学校施設の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安全な学校施設において、安心して学ぶことができる教育環境の整備のため、大規模改修など、施設の長寿命化を図ります。 ・特別支援教育への対応や災害時の利用など様々な状況を考慮し、バリアフリー化を推進します。
7 学校安全の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・学校、地域の実情に応じた、実践的な防災訓練、防犯訓練及び交通安全指導の実施により、危機管理意識の高揚と児童生徒が命を守る実践力を養う教育を支援します。 ・学校における通学路の安全点検、整備や見守り隊、家庭、地域など関係機関と協力・連携し、登下校の安全確保に努めます。
8 学校保健の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する児童生徒の心身の健康問題に適切に対応し、地域医療や関係機関と連携し、疾病予防及び疾病の早期発見など児童生徒の健康管理の充実を図ります。 ・薬物の有害性や未成年者の喫煙や飲酒の害などについて、正しい知識と態度を身に付けるため、啓発活動の充実や地域保健関係者と連携した保健教育の充実を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症など新たな感染症予防に適切に対応するために、正しい知識の情報収集に努め、新しい生活様式の中で自覚を持った行動ができるよう取り組んでいきます。
9 食育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を通じて、食や農業漁業への理解と関心を高め、地域の食材や食文化を生かす食育の充実に取り組みます。 ・食を取り巻く環境の変化に対応した正しい知識の習得や望ましい食習慣の育成に努めます。 ・「学校給食衛生管理基準」に沿った衛生管理を徹底し、安全・安心な学校給食の実施に取り組みます。

基本方針 2 : 地域力を高める教育の充実

基本施策 (1) 家庭教育環境の充実・支援

家庭教育を支える地域社会の希薄化、家族形態やライフスタイルの多様化が進む中、家庭における教育力の充実が求められています。望ましい生活習慣、社会的ルールやマナー、情報モラルを身に付けるため、家庭と地域が一体となった取組の充実を図ります。

また、全国的に児童虐待が問題となっている中、虐待の予防と虐待を受けた子どもの自立支援について、学校、家庭や関係機関と連携強化を図ります。

【主要施策】

1 家庭教育の支援
<ul style="list-style-type: none">・「早寝・早起き・朝ごはん」などの生活習慣の改善や定着、「ふくいスマートルール」による適正なインターネット利用などの情報発信や啓発活動を通して、家庭、地域が一体となった取組を支援していきます。・PTAや子ども会、公民館等と連携し、子育て講演会の実施など家庭教育研修の取組を支援します。
2 相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・学校、地域、行政が連携して、子育て中の保護者に対する情報発信や相談体制を強化し、地域に根ざした活動を支援します。
3 子どもを守る地域ネットワークの充実
<ul style="list-style-type: none">・要保護児童対策地域協議会の設置により、虐待を受けている子どもをはじめとする対象児童等について関係機関と連携し、支援を行います。
4 安全な子どもの居場所の充実
<ul style="list-style-type: none">・子育て支援に対するニーズの高まりから、放課後児童クラブや子ども若者サポートセンター等の設置により、安全な子どもの居場所づくりを充実します。

基本方針2：地域力を高める教育の充実

基本施策（2）次代を担う青少年の健全育成

スマートフォンをはじめとする情報端末機の普及により、青少年の心と行動が見えづらくなっており、特にSNS等のネット上のトラブルが懸念されています。実態に応じた指導など、学校、家庭、地域や関係機関が連携して、青少年の成長を支え、育てる取組を充実していきます。

また、子ども会などの団体活動の支援や中高生を中心としたジュニアリーダーズクラブの参画による「子どもの手による子どもの活動」を支援することにより、子どもたちが様々な活動に参加しやすい環境を整え、自主性・自律性を養うとともに、仲間とのコミュニケーションの中で互いに協力する大切さを学ぶなど、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。

さらに、国際交流を推進し、異文化への理解を深め、心身ともに鍛えながら社会性、協調性、積極性を養い、生きる力を育む活動を充実していきます。

【主要施策】

1	青少年の見守り活動・非行防止活動の充実
	・青少年の安全で安心な生活を確保するため、青少年愛護センターや地域、家庭、関係機関が連携を密にし、青少年見守り活動・非行防止活動を充実します。
2	心を育てる特色ある体験活動の充実
	・チャレンジウォークや町の特色を生かした体験活動の実施により、青少年の自主性や自律性を養うとともに、仲間との協働性の大切さを学ぶなど、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。 ・子ども会活動や地域行事への参画により、ふるさとへの愛着心を育成する活動を支援します。 ・「子どもによる子どもの活動」のために、ジュニアリーダーズクラブの活動の支援と、新たなリーダーの育成を図ります。
3	国際交流の推進
	・オーストラリア派遣研修を継続し、他国の自然や文化に触れ、日常生活を通して現地の人々との交流を深め、国際力のある人材を育成します。
4	国内交流の推進
	・大阪府吹田市と本町の児童やジュニアリーダーの相互交流を図ることにより、自身の可能性を育むとともに、他地域の理解を深め、ふるさとに誇りと愛着心を持った人材を育成します。

基本方針 2 : 地域力を高める教育の充実

基本施策 (3) 人権教育の推進

全ての町民が地域社会の一員として、互いに信頼し合い、尊重し合い、助け合いながら充実した生活を送ることができるために、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて人権教育を推進し、人権尊重の理念に対する町民の理解を深め、他者を思いやる豊かな人間性の育成を図ります。

【主要施策】

1 人権教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・差別のない明るい町をつくるため、学校、地域の公民館等と連携して、人権問題に対する正しい理解と意識の高揚を図る人権教育を推進します。・本町の歴史的偉人から人間としての生き方、社会への貢献や命の大切さを学ぶ学習を推進します。
2 啓発活動の推進
<ul style="list-style-type: none">・差別、いじめ、いやがらせ等の防止につなげ、他者を思いやる豊かな人間性の育成のため、人権メッセージ等の募集、人権意識高揚大会の開催等を通して、人権について考える機会を創出するとともに、啓発活動を推進します。

基本方針 2：地域力を高める教育の充実

基本施策（4）公民館を活用した学習機会の充実と地域リーダーの育成

中央公民館（リブラ若狭）を拠点とし、誰もが生涯を通じて時代に即した学習が行えるよう情報を発信し、学習の機会を提供します。

また、地区公民館を中心に、より多くの人たちの地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進める事業を支援し、地域に必要なリーダーを育成します。

さらに、地域づくりに資する団体、働く世代、子育て世代などあらゆる世代が気軽に利用できるような公民館を目指します。

【主要施策】

1	中央公民館を拠点とした集い・学ぶ環境づくり
	・町民一人一人が自己の教養を深めるため、時代に即した生涯を通じた学習が行えるよう、情報発信や学習の機会の充実を図ります。
2	地区公民館を拠点とした地域づくりの推進
	・地域活動の拠点としての地区公民館の役割を一層充実し、地域の様々な課題に対する学習や研修の機会の充実を図ります。 ・地域づくり協議会をはじめ各種団体が協力し合い、地区の活性化に向けた地域づくり活動を支援します。 ・自然、歴史、文化など魅力ある資源を生かし、地域の子どもから大人までが交流しながら、伝統文化の継承や地域活性化を図る活動を支援します。 ・地区公民館は、地区住民の最も身近な活動や学習の場であるとともに、災害時の避難所としての機能も担っており、地区において重要な施設であることから、安全で安心して利用できるように施設の整備を推進します。
3	地域人材の育成
	・社会教育、文化、スポーツなどの各種団体等が行う学習や交流を通じた団体の活性化の取組や指導者やリーダーの育成の取組を支援します。 ・様々な分野で専門的な知識や技能を持つ人材を発掘し、まちづくりに必要なリーダーの育成を図ります。

基本方針 3 : 文化の継承と人材の育成

基本施策 (1) 自然遺産を活かした共生と循環の環境学習の推進

国指定名勝・ラムサール条約登録湿地である三方五湖をはじめとする^{さとやまさとうみ}里山里海湖において、自然の保全や再生の取組を推進するとともに、縄文文化が語る「共生と循環」を基本としながら、学校、地域や関係機関と連携して環境学習を推進します。

【主要施策】

1	自然遺産を活かした環境学習の推進
	・国指定名勝・ラムサール条約登録湿地である三方五湖をはじめとする里山里海湖など自然の豊かさを活かして、学校、地域、福井県里山里海湖研究所など関係機関と連携しながら、自然体験等を通じて、自然の大切さを学ぶ環境学習を推進します。
2	三方五湖の保全と再生の推進
	・三方五湖自然再生協議会が中心となり、近隣市町と連携しながら、環境保全活動を継続し、里地里山や水環境など自然環境の保全を更に推進します。 ・自然再生に関わる団体の活動を支援するとともに、町民の自然環境や景観保護への意識啓発活動を実施し、町全体での保全・再生への取組を推進します。
3	世界標準「年縞」を活用した学習の推進
	・地質年代の世界標準となった水月湖「年縞」の形成のプロセスやその希少性について、福井県年縞博物館と連携しながら、研究、教育活動を推進します。 ・福井県年縞博物館と若狭三方縄文博物館の連携を強化し、年縞と縄文文化を活用することにより、文化、教育のみならず観光分野とも協力しながら地域の活性化を図ります。

基本方針3：文化の継承と人材の育成

基本施策（2）歴史文化遺産の保存と活用による学習の推進

本町には我が国を代表する縄文や古墳時代の史跡や、日本遺産としての鯖街道、重要伝統的建造物群保存地区の熊川宿など、数多くの歴史文化遺産があります。これらの遺産を後世につなぐための文化財の保存修理や史跡等の復元整備及び体験活動等を通じて、ふるさとの歴史学習を推進します。

また、地域に伝わる伝統文化は、地域のコミュニティの核となっていることから、伝統文化の保存継承に向けた郷土学習を支援します。

【主要施策】

1 歴史文化遺産を活かした学習の充実
<ul style="list-style-type: none">・縄文や古墳時代の史跡、鯖街道や熊川宿など多くの歴史文化遺産に触れる機会を増やし、体験学習や講演会などを通じて、子どもから大人までがふるさとの愛着や誇りにつながる学習を推進します。
2 文化財の保存と活用の推進
<ul style="list-style-type: none">・文化財の調査研究を進め、ふるさとの貴重な財産を後世に伝えるため、保存と継承の取組を推進します。・身近な地域の歴史や文化財の情報を、デジタル技術等を活用して発信をすることで、広く学びの機会を提供し、町民がその価値を認識することにより、町全体で保存と活用の取組を推進します。・文化財の保存と活用の取組については、若狭町文化財保存活用地域計画に基づき実施します。
3 日本遺産「御食国 ^{みけつくに} 若狭と鯖街道」による広域連携
<ul style="list-style-type: none">・日本遺産の構成文化財である古墳群や熊川宿などの整備を推進するとともに、周辺地域や近隣市町とも広域に連携しながら保存と活用の取組を推進します。
4 伝統文化の保存と継承の推進
<ul style="list-style-type: none">・地域に伝わる祭りや伝統芸能など伝統文化を保存し、継承していくため郷土学習を推進するとともに、普及活動や広報活動の支援を行います。・伝統文化の体験の場の提供する保存団体等を支援し、後継者の育成を図ります。

基本方針 3 : 文化の継承と人材の育成

基本施策 (3) 文化芸術活動の推進・支援

身近な場所で文化芸術に触れ、親しむことができる機会を提供し、多くの町民が優れた文化芸術を体感する中で、感性や創造性を磨き、心豊かな人間性を育む「鑑賞教育」の充実を図ります。

また文化芸術活動を通じ、新しい芸術文化の創造と新たなコミュニティの形成を図るとともに、民間活力を活かし、地域の文化芸術の継続、発展を推進します。

【主要施策】

1 芸術鑑賞の機会の充実
<ul style="list-style-type: none">・子どもから大人まで、あらゆる年代や立場の人々が豊かな心や感性、創造性を育めるよう、優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。・デジタル配信など時代に即した新しい形の芸術鑑賞や発表の場を創出し、より多くの人々が芸術文化に触れる機会の充実を図ります。
2 文化芸術を担う人材の育成・支援
<ul style="list-style-type: none">・文化芸術を通して、創造（想像）する力を養い、新しい時代、新しいまちづくりを担う人材の育成を図ります。・文化芸術を核として新しい仲間づくりの場となるよう、様々な立場の人々が集い、交流が生まれる機会を創出する活動を支援します。
3 文化の活動拠点の充実
<ul style="list-style-type: none">・パレア若狭が持つ複合施設という特性を活かし、分野を横断した新しい文化芸術を発信するとともに、地域の様々な団体と連携し、生涯にわたり町民が文化芸術に親しみ学び続けられるよう活動拠点の充実を図ります。・文化芸術活動を担う団体や個人に活動の場を提供することにより、文化団体等の活性化を図り、文化芸術の継続、発展を図ります。

基本方針3：文化の継承と人材の育成

基本施策（4）図書館活動の推進

読書を通じて、読解力、想像力、思考力などの生きる基礎力を養うことを目的に、多くの町民が本と親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、生涯にわたった学びの機会を充実させるため、学校をはじめ、家庭、地域と連携しながら、読書推進活動を支援していきます。

【主要施策】

1	子どもの読書活動の推進
	<ul style="list-style-type: none">・小中学校と連携を密にし、団体貸出やブックトーク等を積極的に行い、児童生徒が多種多様な本と出会える機会を充実します。・ブックスタート、お話し会、各種行事などを通じて、幼児期から青少年までの読書普及活動を推進します。
2	図書館サービスの充実
	<ul style="list-style-type: none">・赤ちゃんスマイル事業と連携して絵本の引換を図書館で行うことにより、乳幼児の保護者への図書館の周知と利用促進を図ります。・図書館アプリを活用し、利用者カード受け渡しの簡略化や予約・貸出延長等利便性の向上を図ります。・窓口業務を民間委託し、販促やじゃっ句*の活用により、利用者サービスを充実させ、図書館利用の促進を図ります。
3	読書ボランティアの育成
	<ul style="list-style-type: none">・読書ボランティア、読書会等の団体と協力し、講習会や研修会の実施により、団体活動の支援を行うとともに、人材の育成を図ります。

※じゃっ句：人の心をひきつける短い文句。キャッチフレーズ。

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（1）児童生徒の体力・運動能力の向上

子どもの時期から運動やスポーツに親しみ、身体的能力の基礎を養う活動が重要であり、学校体育を通じて、心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験、健康、安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図ります。

また、中学校部活動では競技経験や指導経験の少ない教職員が顧問を担当することがあるため、外部指導者の育成や地域クラブの協力など、持続可能な部活動の推進を図ります。

【主要施策】

1 学校体育の充実

- ・児童生徒の健康や体力の維持向上のため、楽しみながら運動習慣を身に付ける資質や能力を育む体育学習や学校の特性に応じた創意工夫のある体育的活動の充実に支援します。
- ・小中学校にトップアスリートなど外部指導者の指導を得ながら、正しい動作の習得や楽しみながら運動する取組を支援します。

2 中学校部活動の支援

- ・中学校の運動部活動において、部活動指導員を配置するなど、教職員の負担軽減を図るとともに、技術向上の支援を行います。
- ・休日の部活動など、地域クラブ活動との連携や協力により、指導や運営に係る体制の在り方について検討し、持続可能な部活動の推進を図ります。

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（2）スポーツに親しめる環境づくり

町民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくり、体力づくりや地域での交流を図ることにより、子どもから高齢者まで生涯を通じて日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

また、スポーツ少年団や各種競技団体など子どもを育成する団体は、児童期におけるスポーツをする喜びと、自発的な運動やチームワークの醸成、各種大会を通じた交流活動など、子どもの成長に大きな役割を果たしているため、指導者の養成や団体活動の継続的な支援をしていきます。

【主要施策】

1 生涯スポーツの推進
<ul style="list-style-type: none">・各種スポーツ教室や講座の充実を図り、子どもから大人まで誰もが気軽に取り組めるニュースポーツや参加しやすいスポーツの普及を図ります。・健康寿命を延伸するため、生きがいつくりや健康づくりとして、関係機関と連携して、生涯スポーツに親しめる環境づくりを推進します。
2 競技スポーツの支援と人材育成
<ul style="list-style-type: none">・子どもたちがスポーツに興味を持ち、スポーツをする喜びと、自発的な運動やチームワークの醸成など、大きな役割を果たしているスポーツ少年団の活動を支援します。・スポーツ少年団の活動時間などのルールの徹底など、子どもの成長に合わせた指導や活動となるように、指導者研修会を開催するなど指導者の養成と新たな指導者の育成の支援を行います。・競技スポーツを実践している各種団体が行う事業に対し支援を行うとともに、各団体が連携を取りながら、町全体の競技スポーツの普及振興に努めます。
3 スポーツ施設の充実
<ul style="list-style-type: none">・利用者のニーズや活動の実態を捉え、適切なスポーツ施設の維持管理、整備を行い、利用しやすい環境づくりを図ります。・老朽化したスポーツ施設の改修や廃止等十分に検討し、利用者が安全で安心して気軽にスポーツを楽しむことができるように計画的に進めます。・スポーツ施設のオンライン予約システムを導入し、利用者の利便性の向上を図ります。

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

基本施策（3）競技力を高めるための環境づくり

スポーツ競技における地元選手や地元チームの活躍は、町のスポーツ振興や活性化につながります。競技スポーツ団体の強化・支援を推進するとともに、全国で活躍するスポーツ選手やプロ選手などによる技術指導などを通じて、選手の競技意識や競技力の向上を目指し、全国で活躍できる人材の育成を図ります。

【主要施策】

1 選手を育成する体制づくりの推進
<ul style="list-style-type: none">・全国で活躍するトップアスリートの外部指導による技術指導や講演会等を通じて、町民のスポーツに対する関心を更に高めるとともに、地元の代表として全国で活躍できる選手の育成を図ります。・専門的なスポーツ指導ができる地域スポーツ指導者を養成し、選手を育成する活動を支援します。
2 全国活躍する選手の支援
<ul style="list-style-type: none">・小学生から高齢者まで様々なスポーツにおいて、県大会や全国大会などで活躍され、優秀な成績を収めている選手を奨励することにより、スポーツ振興の発展と競技力の向上を図ります。

計画の推進と進捗管理

本計画の推進に当たっては、教育に対する要望や意見を幅広く聴取し、家庭、地域学校との連携を図りながら、施策を推進します。

また、本計画に掲げた施策の推進のために、進捗状況の管理を行います。

1. 町と関係機関等の連携による施策の推進

- ・本計画に示した基本理念、基本方針、主要施策が広く町民に理解、共有されるように、本計画はもとより、教育施策全般に関する情報発信を行うとともに、要望や意見の聴取、学校の実情等の把握により、町全体で本計画を推進します。
- ・小中学校の主体性を尊重し、情報交換を密にしながら連携強化を図ります。また、教育に関わる様々な関係機関とも連携、協力し、施策を円滑かつ効果的に推進します。
- ・総合教育会議における本町の教育に関する町長との協議、調整をはじめ、部局間の連携を図り、横断的、総合的に施策に取り組みます。

2. 計画の進捗管理

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度の施策の進捗状況を点検、評価し、その結果を報告します。
- ・点検、評価の結果は、PDCAサイクル（Plan「企画・立案」⇒Do「実施」⇒Check「分析・評価」⇒Action「改善」）の考えに基づき、翌年度以降の施策に反映させて行きます。
- ・社会情勢や経済情勢の大きな変化や、国の制度改正等が生じた場合は、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 若狭町教育委員会の活動状況

1) 教育委員会会議の実施

教育委員会会議は、毎月1回「定例会」を実施し、必要に応じて「臨時会」を開催。

- ・定例会……………12回
- ・臨時会……………実施なし

教育委員会審議案件等一覧

年月日	会議名	議案番号	件名
R4.4.26	4月定例会	1	若狭町教育委員会が委嘱する者の承認について (公民館運営審議会委員)
		2	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		3	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		4	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		協議	若狭町学校給食運営委員会への諮問について
		報告	嶺南地区教育委員会協議会総会及び若狭地方教育委員会連絡協議会の開催について
		協議	夏休み中の学校一斉休業日について
		協議	小中学校体育大会について
		協議	学校規模配置適正化について
		協議	教育委員会の事務管理及び執行の状況の点検・評価報告書(案)について(令和3年度実施事業対象)
		報告	教育委員会関係行事予定について
R4.5.19	5月定例会	協議	教育委員会の事務管理及び執行の状況の点検・評価報告書(案)について(令和3年度実施事業対象)
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	小中学校体育大会について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R4.6.21	6月定例会	5	若狭町教育委員会が任命する委員の承認について (図書館協議会委員)
		6	要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
		協議	視察研修について
		報告	学校給食運営委員会について
		協議	学校規模配置適正化について
R4.7.12	7月定例会	報告	教育委員会関係行事予定について
		7	要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
		協議	学校給食費改定について(答申)
		協議	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費要綱について
		協議	学校規模配置適正化について
R4.8.29	8月定例会	報告	教育委員会関係行事予定について
		協議	小中学校体育大会について
		協議	学校給食費の改定について
		協議	学校規模配置適正化について
		協議	教育委員視察研修について
		報告	教育委員会関係行事予定について
		報告	新型コロナウイルス感染症の状況について

年月日	会議名	議案番号	件名
R4.9.21	9月定例会	8	区域外就学の承認について
		協議	学校訪問について
		協議	学校規模配置適正化について
		協議	若狭地方教育委員会連絡協議会教育委員研修会について
R4.10.13	10月定例会	報告	教育委員会関係行事予定について
		協議	若狭地方教育委員会連絡協議会教育委員研修会について
		協議	視察研修について
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R4.11.24	11月定例会	報告	学校訪問について
		報告	放課後児童クラブ(三方児童クラブ)の施設改修について
		9	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		報告	令和4年度全国学力・学習状況調査結果報告について
		協議	視察研修について
R4.12.14	12月定例会	協議	学校規模配置適正化について
		報告	令和4年度嶺南教育実践フォーラムについて
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	令和4年度嶺南教育実践フォーラムについて
R5.1.17	1月定例会	10	区域外就学の承認について
		11	要保護及び準要保護・児童生徒の認定について
		協議	若狭町立小中学校の卒業式について
		協議	学校規模配置適正化について
		報告	教育委員会関係行事予定について
R5.2.21	2月定例会	12	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		13	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		14	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		15	若狭町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費要綱の一部を改正する告示について
		16	令和5年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会の設置等について
		報告	学校給食費の改定および負担軽減について
		協議	給食センターの課題と解決策について
		協議	令和5年度福井県義務教育諸学校教科用図書採択嶺南地区協議会委員の選出について
		協議	小中学校の卒業式について
		協議	学校規模配置適正化について
R5.3.30	3月定例会	報告	教育委員会関係行事予定について
		報告	令和5年度当初予算の主要事業について
		17	若狭町教育委員会が任命する者の承認について (各地区公民館長)
		18	若狭町教育委員会が任命する委員の承認について (若狭町社会教育指導員)
		19	若狭町教育委員会が委嘱する委員の承認について (社会教育委員)
		20	区域外就学の承認について(専決事項含む)
		報告	令和5年度福井県市町教育委員会連絡協議会役員会、総会及び研修会等の開催について
		報告	令和5年度教育委員会事務局組織について
協議	学校規模配置適正化について		
報告	教育委員会関係行事予定について		

4 若狭町教育委員会の自己点検・評価シート

自己点検・評価の考え方

教育委員会は、その権限に属する事務の管理・執行状況等の点検・評価を行い、教育委員会の活動を一層活性化することにより、学校教育・社会教育の充実を図り、児童生徒の未来を拓く力の育成や生涯学習のまちづくりに資することを目指す。
また、当該年度の事務事業については、事業実績をもとに次年度の取組を検討することとする。

大項目	中項目	小項目	令和4年度 点検・評価
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営改善	教育委員会会議の開催回数	定例会を12回開催。
		教育委員会会議の運営上の工夫	会議目的、内容の明瞭化のため資料の簡素・合理化に努めた。
	(2)教育委員会の会議の公開	教育委員会会議の傍聴者の状況	傍聴実績なし。
		会議録の公開・広報活動の状況	会議録請求実績なし(請求に応じ公開する)。
	(3)教育委員会と事務局の連携	教育委員会と事務局の連携	教育委員と事務局員が緊密な連絡体制を築き、情報や課題の共通認識を図った。
	(4)教育委員会の自己研鑽	研修会などへの参加状況	市町教育委員会研修会はコロナウイルス感染症対策のため中止。市町女性教育委員の会研修、若狭地方教育委員会研修会の参加、視察研修(跡地活用、給食センター)を実施した。
	(5)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	学校および学校施設の現状把握	学校訪問し、現状、課題の聞き取り調査を実施し対策を検討した。
		所管施設の現状把握	地域や公民館活動の参加などを通じて、所管施設の把握に努めた。

大項目	中項目	小項目	令和4年度 点検・評価
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1)教育行政の運営に関する基本方針を定めること		平成28年度に策定した若狭町教育振興基本計画(令和3年度)の進捗状況を確認。 令和4年度から見直した教育大綱、教育振興基本計画(令和4年度～令和8年度)を推進した。
	(2)教育委員会規則及び規定を制定し、又は改廃すること		案件なし。
	(3)教育予算その他議会議決を経るべき議案の原案を決定すること		案件なし。
	(4)教育委員会の所管に属する学校その他教育機関を設置し、又は廃止すること		学校規模配置適正化基本計画(案)に基づき推進。三方・明倫小学校はR4. 4月から統合。瓜生・熊川小学校は保護者、地区との協議を進めた。野木小学校は地区と協議を開始した。
	(5)教育委員会の所管に属する各種委員会の委員の任命又は委嘱に関すること		公民館運営審議会委員、図書館協議会委員、各地区公民館長、社会教育指導員、社会教育委員の任命又は委嘱。
	(6)教科用図書の採択の決定に関すること		R5年度の委員選出。
	(7)通学区域を設定し、又は変更すること		案件なし。
	(8)文化財指定し、又は指定を解除すること		案件なし。
	(9)請願、陳情、訴訟及び異議の申し立てに関すること		案件なし。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取組
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	学校教育の充実	(1)「未来を拓く生きる力」を育てる教育	確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査、福井県学力調査、町立小学校学力調査の実施。調査結果の評価・分析を行った。	引き続き、全国学力・学習状況調査、福井県学力調査、町立小学校学力調査を実施し、授業の改善に努める。
			探究的な学習の推進	「地域の良さ」という事をキーワードに全学校でふるさと学習を行った。その中で、体験学習を通じて探究的な学習を深めていった。	地域についての学習は1年間では終了できないため、継続して地域について学び、体験学習を通じ、探究的な学習を進めていく。
			情報活用能力と論理的思考力の育成	身近な家電のプログラムを作成する活動を通して論理的思考の育成を図った。	WEB上の情報の正誤を読み取る活動や、問題解決のための安全・適切なプログラムの制作などICTを活用して情報活用能力と論理的思考の育成を推進していく。
			カリキュラム・マネジメントの推進	学習支援員や、英語専科教諭の配置により、児童生徒の実態に合った学習や専門的な学習を行えるように推進した。	教科の横断的な視点で教育課程編成を行い、引き続き指導的な体制の確保を行う。
			読書活動の推進	リブラ若狭、パレア若狭内の図書館の図書貸出、ブックトークを活用し、読書の推進を図った。 学校図書館の充実として小学校996千円 中学校400千円分購入。	町立図書館の団体貸出、ブックトークなどの活用と小中学校図書館の蔵書の充実を図る。
			教職員の資質向上の推進	福井県教育総合研究所の研修や教職大学院への教員派遣など外部機関との連携により、教員の専門性および指導力の向上に努めた。	これからの時代の教員に求められる資質能力向上のため、引き続き諸機関での研修や教職大学院への積極的な派遣を推進する。
			教職員の働き方改革の推進	担任の業務を補助する学校運営支援員や部活動指導員の配置により教職員の負担軽減を図った。	引き続き、学校運営支援員や部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減を図る。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取組
			学校規模配置適正化への取組	三方小学校と明倫小学校の統合 熊川小学校と瓜生小学校の統合に向けて保護者や地域と協議・調整を進めた。将来、複式学級化が予測される、野木小学校区の地協と話し合いを行った。	引き続き、熊川小学校と瓜生小学校の統合に向けて保護者や地域と協議を進める。 野木小学校区の保護者や地域との話し合いの機会を設ける。
			保小中校連携の推進	全ての小学校区で「連携推進計画」を作成。保育所(園)での取組をスタートカリキュラムに反映させることで、小学校教育への円滑な移行が果たせた。	保育所(園)と小学校、小学校と中学校それぞれの交流会や連絡会等を通じ、幼児教育から小学校教育、小学校教育から中学校教育への円滑な移行をさらに推進する。
			家庭における学習習慣の確立	メディア漬けやスマホ依存になり、家庭学習時間が減少しないように、生活習慣チェックを行った。	家庭で個別最適な学習が行えるデジタルドリル教材を利用するように、タブレット持ち帰りを推進していく。
	(2)ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育の推進	ふるさと学習の推進	若狭町に関するCMを作る活動を通して、地域の歴史や文化に触れふるさとを愛する心の育成を図った。 実施校：三方小学校・野木小学校	「総合的な学習の時間」等で若狭町の歴史や文化、地場産業について調べ情報発信を行う活動を通じ、ふるさとを愛する子どもの育成を推進していく。	
		キャリア教育の推進	地域について調べる中で、地場産業に従事する方と関わりを通じ児童生徒の職業観を育てた。	児童生徒と地域の職業人との関わりを継続し、職業観の育成を推進していく。また、中学校においては職場体験学習を推進していく。	
		開かれた学校づくりの推進	稲作づくりや梅加工体験、葛加工など、地域の農産物における実習を行うことで、住民との交流を深め地域に根ざした取り組みを実施。	体験活動等を通じて地域との交流を深め、学校と地域が連携しながら地域の特性を生かした学校づくりを行う。	
	(3)社会の変化に対応した教育の推進	国際理解教育の推進	中学校には県、小学校には町がALTを配置することで外国人と親しみ異文化に触れる機会を確保した。	引き続きALTを全学校に配置し、異文化に触れる機会を確保する。	

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取組
			外国語教育の推進	小学校の中学年には、外国語指導助手、高学年には英語専科教諭を加配することでより専門的な外国語教育を推進した。	引き続き、外国語指導助手・英語専科教諭を配置し外国語教育を推進する。
			ICTの活用と推進	一人一台端末を活用して「一斉学習」主体の教育から「協働学習」に主体を置く授業を推進した。	一人一台端末を活用し、協働学習を効果的に実施できるようにICT支援員を配置し、児童生徒のICT機器操作支援や情報モラル指導の推進を図る。
			SDGs学習と活動の推進	「持続可能な商品開発」や、「ペットボトルの循環型社会」等の動画を視聴し、SDGsを理解する学習を推進した。	若狭町で持続可能な開発目標とは何かを考える学習を行っていく。
	(4)誰もが安全・安心で楽しく学べる教育		教育相談活動の推進	SC、SSWを活用することで、気がかりな生徒や不登校児童における生徒・保護者に対して支援。 SC配置時間 三方中:298時間、上中中:332時間	引き続きSC(スクールカウンセラー)の配置、SSW(スクールソーシャルワーカー)の活用を行い、教育相談体制の充実を図る。
			道徳教育の推進	町内小中学校の道徳教育推進教師が研修会へ積極的に参加し、各校における道徳教育の充実を図った。	教職員に対しての研修を実施し、授業を通じて生徒に還元することを実施。
			人権教育の推進	いじめや差別に関連する授業として、弁護士を活用した事業を梅の里小学校で実施。	引き続き、いじめや差別に関する授業を行うことで、関心を持っていじめを未然に防ぎ、子ども達の意識を高めていく。また、いじめを絶対に許さない児童生徒を育成する。
			情報モラル教育の推進	大学教授を招いて、SNSのマナーや実際に起こったトラブルについて教育講演会を行った。	SNSの利用方法や家庭でのルールについて等、機会を捉え指導を行う。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取組
			特別支援教育の推進	<p>特別な教育的支援が必要な児童生徒の理解を深め、個々の特性に応じた教育支援実施のため、教職員の研修や学習支援員の配置など指導体制の支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーター研究会3回開催。 ・就学指導・相談体制の構築、充実のため、就学支援委員会専門員(調査員)を10名委嘱し、教員のスキルアップのための研修を実施。 ・全小中学校(小学校17人、中学校6人)に学習支援員を配置し、支援や配慮を必要とする児童生徒への学校生活支援や学習支援を行った。 	引き続き、教職員の研修や学習支援員の配置など指導体制の充実に努める。
			安全安心な学校施設の整備	三方地域の小中学校について、建築物定期点検を実施し危険箇所の判定を行った。また、学校施設の要修繕箇所については、緊急性の高いものから順次修繕を実施した。	上中地域の小中学校について、建築物定期点検を実施する。
			学校安全の推進	通学路について、合同点検を行い関係機関と連携して危険箇所の対策を行った。	引き続き、合同点検を行い通学路の危険な箇所について対策を実施する。
			学校保健の充実	多様化する児童生徒の心身の健康問題に適切に対応するため、関係機関と連携し疾病予防及び疾病の早期発見など児童生徒の健康管理に努めた。	新たな感染症予防に適切に対応するため、正しい知識の情報収集に努め、新しい生活様式の中で自覚を持った行動ができる児童生徒の育成を図る。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取組
			食育の推進	町内産ネギやサワラ、アオリイカ、山内かぶらの種のマスタード、有機米を新たに給食食材に取り入れ、地産地消を通じて、食や農業漁業への理解と関心を高め、地域の食材や食文化を生かす食育に取り組んだ。	ラムサール条約登録湿地、日本農業遺産、重要伝統的建造物群保存地区など自然と文化、食の「共生と循環」の考え方を取り入れた給食の提供などにより、地域資源を活かした食と健康、産業と環境の好循環を図り、健康で健全な食生活を実現し維持する力が培われるよう努める。
	地域力を高める教育の充実	(1)家庭教育の充実・支援	家庭教育の支援	子育て支援センター行事などを利用して、子育てのヒントとなる事柄について毎回10組程度の親子が集まり学ぶことができた。	子育て支援センターの利用促進を図るとともに、父親の子育てへの参加を促す行事なども企画し、家庭の教育力の向上を目指す。
相談体制の充実			出産後の乳児家庭全戸訪問から始まり、各月齢に応じた育児教室を定期的実施することにより、誰もが安心してその時期の困りごとなどを相談することができた。	育児教室や乳幼児健診などの機会をフルに生かし、子育てに関する相談を受けるとともに、家庭相談員の配置により、必要に応じて家庭支援、家族支援を実施する。	
子どもを守る地域ネットワークの充実			地域の民生児童委員との情報共有により、その地域の課題を把握するなどきめ細かな対応ができた。	地域の各機関、団体と情報共有する機会を設け、民生児童委員等を中心に子育て世代や子どもたちを支える活動につなげていく。	
安全な子どもの居場所の充実			三方、上中地域にそれぞれ1か所児童クラブを設け実施することで、放課後や長期休業期間中における子どもの居場所の確保を行った。	放課後児童クラブ、放課後子ども教室を活用しながら、子ども達の預かりを継続的に実施していく。	
(2)次代を担う青少年の健全育成			青少年の見守り活動・非行防止活動の充実	安全安心まちづくり推進協議会と合同で街頭啓発活動を1回、各地区愛護センター補導員による補導活動を計25回実施。青少年見守り活動の呼びかけや補導を行った。	引き続き安全安心まちづくり推進会議と連携し啓発活動を行う。また、各地区愛護センター補導員による補導活動についても同様に行う。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取組
			心を育てる特色ある体験活動の充実	新型コロナウイルスの影響によりチャレンジウォークを日帰り河内川ダム周遊コースで実施した。子ども会の卓球・かした大会は規模を縮小し開催した。	チャレンジウォークは1泊2日での開催を予定している。子ども会活動は、時代の流れに即した活動が行えるよう事務局員・地区役員と連携を進める。
			国際交流の推進	新型コロナウイルスの影響により、派遣研修事業の中止。昨年度同様オーストラリアビラボンハイスクールとのオンライン交流を実施した。若狭町内の中高生10名が参加した。	オーストラリア派遣研修事業再開に向け、早期に準備体制を整え、多くの研修生が参加できることを目標とする。また、研修を通して国際力のある人材育成に努める。
			国内交流の推進	新型コロナウイルスの影響により吹田市との交流は中止。月に1回開催されるジュニアリーダーズクラブ定例会にて、リーダーの養成方法や活動方針について議論した	今後の吹田市との交流等を踏まえ、養成研修会を通して、リーダーの育成に取り組み、他地域との相互交流を図ることにより自身の可能性を育む。
	(3)人権教育の推進	人権教育の推進	人権教育推進協議会において、人権ワークショップを行うなど積極的に研修を実施した。	引き続き、人権教育推進協議会において、積極的に研修を行い、人権教育の推進を図る。	
		啓発活動の推進	人権啓発活動として、人権メッセージを募集した。標語、作文、絵手紙など、1,213点の応募作品があり、人権意識高揚大会(10/16)において、優秀作品21点の表彰と発表、作品講評を行った。また、入賞作品の冊子を作成・全戸配布を行い人権意識の高揚を図った。	人権メッセージの募集 ・人権教育・人権啓発の一環として人権メッセージを募集し、人権に対する意識の高揚を図る。 人権意識高揚大会 ・人が互いに思いやる豊かな心を育むために、人権意識の高揚と啓発を図る。	
	(4)公民館を活用した学習機会の充実と地域リーダーの育成	中央公民館を拠点とした集い・学ぶ環境づくり	リブラ若狭に公衆無線LANを各部屋に設置し、各種団体やグループが利用しやすい環境づくりに取り組んだ。	各種団体やグループが利用しやすい環境を整える。	

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取組
			地区公民館を拠点とした地域づくりの推進	地域の特性を活かした自主企画事業を支援し、住民主体の地域づくりの拠点活動を推進した。公民館では、主な主催事業としてグラウンドゴルフなどのスポーツ大会や花づくりや健康をテーマにした講座などを開催した。また地域づくり協議会との共催事業として、地域の歴史や自然に触れるウォーキング大会などを実施した。	公民館を拠点とした地域づくり活動を推進するため、引き続き、住民主体の地域づくり活動を支援していく。
			地域人材の育成	地区公民館では、地域づくり協議会との共催事業により、地域の課題解決や住民の交流促進を進め、まちづくりに必要なリーダーの育成を図った。	地区公民館を中心に、地区住民の地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進める事業を支援し、地域に必要なリーダーの育成に取り組む。
	スポーツ活動の振興、健康・体力づくりの推進	(1)児童生徒の体力・運動能力の向上	学校体育の充実	野球や陸上などのトップアスリートを学校に派遣し、児童生徒にプロの目線から指導助言を行った。 実施校：鳥羽小、瓜生小、上中中	実技指導者を派遣し、実技指導のプロから児童生徒が指導を受けられるように支援していく。 実施予定校：野木小学校(水泳)
		中学校部活動の支援	中体連主催の大会や県の吹奏楽コンクールやコンテストに参加する生徒の送迎を行った。 校外学習を行うためのバス運行を行った。	スムーズに休日部活動の地域移行が行えるように適切な支援を行っていく。	
		(2)スポーツに親しめる環境づくり	生涯スポーツの推進	スポーツ推進委員と共に地域づくり団体や小学校等の依頼を受けポッチャ教室の出張講座を行った。また各集落のサロンでの開催に対応できるよう地域包括支援センターとの連携体制を構築した。	町内小学校や地域づくり団体、各集落のサロン等に対して更に広報を行い、ポッチャ等のニュースポーツを通じた生涯スポーツの推進に取り組んでいく。

大項目	中項目	小項目	事務事業	事業実績	次年度の取組
			競技スポーツの支援と人材育成	県民スポーツ祭に参加した町スポーツ協会加盟の種目競技団体に対して助成を行った。助成団体数:9団体	県民スポーツ祭に参加する種目競技団体に対して継続して助成を行い、町全体の競技スポーツの普及推進に努めていく。
			スポーツ施設の充実	利用者の更なる利便を図るためスポーツ施設予約のオンライン予約システムの導入に取りかかった。また、老朽化したスポーツ施設の廃止に向け利用者への周知と新たな利用場所への案内誘導を行った。	オンライン予約システムの推進を図る。また、老朽化による、勤労者体育館や三方プールなどの解体に伴い、新たに旧明倫小学校体育館やB&G海洋センタープールなどの活用を図っていく。
		(3)競技力を高めるための環境づくり	選手を育成する体制づくりの推進	2021年にUniteタウン協定を締結した福井ユナイテッドを通じて、地域の小中学校におけるスポーツ教室や試合への無料招待を企画したがコロナウイルスや天災の影響もあり実現に至らなかった。	全国で活躍するトップアスリートを通じて町民のスポーツに対する関心を更に高めるために継続して事業を行っていく。
			全国活躍する選手の支援	スポーツにおける全国大会に出場する町民に対して激励会及び激励金の支給を実施した。また、若狭ライオンズクラブと連携しスポーツで優秀な成績を収めた町内団体や町民に対しての表彰を行った。	全国大会への出場などスポーツで優秀な成績を収めた町民や団体に対する奨励を継続し、スポーツ振興の発展と競技力の発展を図っていく。

5-1 学識経験者の意見

令和4年度の教育委員会の主要施策は、その事業内容により「教育委員会の活動」「教育委員会が管理・執行する事務」「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の3つに区分されています。これらの点検・評価にあたっては、「自己点検・評価シート」により事務事業の成果と課題を総括することで事業実績とし、次年度の取組につなげていくこととなりました。これは、A・B・C評価を見直し、評価より点検の意味合いを強調することで次年度へつなぐという、PDCAサイクルを確実に執行することにつながると考えられます。以下、点検されている項目について主に意見を述べさせていただきます。

大項目1につきましては、多数の議案に関して教育委員会会議が開催されており、適切でスムーズな対応をいただいています。特に学校現場へ訪問していただき、現場の声に直接耳を傾けくださることは、各校における短期・長期の課題解決に向けて非常に重要な場として機能していることと大変感謝申し上げます。

大項目2につきましては、若狭町教育大綱、教育振興基本計画(令和4年度～令和8年度)が策定され、令和4年度から基本計画に基づいた教育施策がスタートされました。小中学校では、この大綱、基本計画さらには基本施策(主要施策)等を十分に読み込み、教育活動に反映させることができました。今後も、一人一人の児童生徒の個性に応じた教育を重視する必要性があり、そのための指導方法や指導体制の工夫改善が図られますように、アップデートし続ける教職員の育成をお願いいたします。また、学校規模適正化については、R4.4月から三方小と明倫小が統合されました。統合により児童は、適正規模で生き生きと学ぶ姿が見られると聞いております。今後も、基本計画の基本方針にある取り組みを確実に進めたいと思います。

大項目3につきましては、中項目「学校教育の充実」におきまして、全小中学校に学習支援員や英語専科教員の配置を行っていただき、専門的な学習指導だけでなく、当該担当学年の教員の負担軽減にもつながっており大変ありがたいです。今後も、専科の教科を理科等にも広げていただけるようお願いいたします。中項目「地域力を高める教育の充実」では、ウィズコロナの生活が進んだR4年度でした。これまでの形にとらわれず、できる形での開催をしていただき、子供たちの活動にも徐々に広がりが見られています。今後も、感染症対策を考慮しつつ、目的を明確にした事業運営を展開することで、地域の中で育つ子供たちの育成に努めていただくことを期待しております。このことは、各地区にある公民館活動におかれましても同様で、特に小学校児童は地区の公民館行事に大変関心が高い傾向があります。今後も、地域の大人の皆様方に子供たちの育成にかかわっていただきますことを強く望んでおります。中項目「スポーツ活動の振興、健康・体力づくりの推進」では、中学校部活動支援を積極的に行ってくださっていることは、教職員の働き方改革にも大きくつながっており大変ありがとうございます。今後も、部活動の地域移行が確実に進みますよう力強いご支援をよろしくお願いいたします。

今後とも、R4年度から実施されている新たな教育大綱に基づいた教育施策を積極的に展開していただき、「自ら学び考える主体性と多様な人々との協働により、「未来に拓く力」を培う自立と共生の心と、故郷への誇りと愛着心を持ち、グローバルに活躍できる人材の育成ができますことを期待しております。

令和5年5月31日

令和4年度若狭町小中学校校長会長 (元鳥羽小学校校長 松宮 弘明)

5-2 学識経験者の意見

令和4年度における教育委員会の事務管理及び執行状況の点検・評価について、拝見させていただき、取り組まれた内容について、意見を述べさせていただきます。

大項目1の「教育委員会の活動」については、令和4年4月策定の若狭町教育振興基本計画にある「学校教育の充実」や「地域力を高める教育の充実」など、4つの基本方針に基づき、年間を通じて、活動されていることに対し、感謝と敬意を表します。コロナ禍による活動の制約があったことと思いますが、「5類」移行により、今後、更なる教育の充実を期待します。

大項目2の「教育委員会が管理・執行する事務」については、学校規模配置適正化により、三方小・明倫小が統合されましたが、子ども達も喜んでいて良かったと思うとともに、統合に携わった保護者や地域の方々に感謝の気持ちでいっぱいです。

今後も、瓜生小・熊川小なども対象校として協議されるようですが、少子化が顕著になっている中、保護者や地域の理解を得ながら、子ども達にとって最善の教育環境の構築を進めていただきたいと思います。

大項目3の「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」については、児童生徒の教育を充実させる上で、教職員の職場環境の改善も必要と思われます。昨今、新聞紙上においても、教職員の残業問題や精神疾患による体調不良者が増えているなどの記事も目にするが多いため、引き続き、教諭・支援員の適正な配置などをお願いします。

また、児童生徒においても、いじめや不登校が少なくなるようSC(スクールカウンセラー)やSSW(スクールソーシャルワーカー)の活用を行い、引き続き、相談体制を整えていただきたいと思います。

また、近年、中止となっていた「オーストラリア派遣研修事業」による国際交流の促進や大阪府吹田市との「フレンドシップ交流」についても、今後、再開を期待するところであります。

さらには、学校におけるICTの推進や社会体育における施設のオンライン予約など、児童生徒のスキルアップや地域住民の利便性向上の推進を図っていただくほか、学校教育の場で、持続可能な発展を実現するための開発目標であるSDGsについても学び、世界の問題へも目を向け、グローバルな視点で考える力を養う取り組みを推進していただきたいと思います。

そのほかにも、次年度への取り組みが多く計画されていますが、地域の宝である子ども達にとって、故郷「若狭町」に対する愛着の醸成と心身が健やかとなるような取り組みをお願いいたします。

令和5年5月31日

令和4年度若狭町PTA 連合会会長 山口 浩幸

6 総合評価

令和4年度より、新たに策定した「教育大綱・教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）」に基づき、本事業を実施してきた。今回の自己点検・評価では、従来の数値評価ではなく記述式評価を行った。評価のポイントを具体的に示すことで、改善点を明確にするためである。教育委員会の事務管理及び執行状況について、学識経験者からは、おおむね良好に進められているとのご高評をいただいた。以下に特徴的な事項について述べて総合評価としたい。

- ①基本理念「自ら学び考える主体性と多様な人々との協働により、未来を拓く力を培う自立と共生の心と、ふるさとへの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活躍できる人材を育成する」を実現するために、従来のふるさと学習を推進する中で、探究的な学習やSDGs学習の取組を取り入れる工夫を行った。県のふるさと発信事業や嶺南教育事務所のふるさと学習にも積極的に取り組んだ。ふるさと発信事業では、三方小学校が制作したビデオが最優秀賞を受賞し、ふるさと学習では、瓜生小学校と熊川小学校が交流学习を進めたことなどを研究発表するなど、取り組みの成果の発信にも努めた。今後は探究的な学習をさらに推進し、SDGs学習を具体的な内容にし、今まで以上に発信していきたいと考えている。
- ②学校規模配置適正化計画に基づき統合した三方小学校では、旧明倫小学校の児童も不安なく生き生きと学校生活を送っており、今春に卒業した児童からも、友だちが増えたことや活動が充実していることなどに高評価をいただいている。また熊川小学校と瓜生小学校については、新たに練り直した計画に基づき、両地区で説明会を重ねてきた。今後は保護者や地域の方々の委員会を立ち上げ、課題を洗い出しながら話し合いを重ねていきたいと考えている。また他地域でも順次検討していく。
- ③中学校部活動の地域移行が新たな課題となっている。生徒の放課後活動の多様化を見据え、外部指導員の導入により指導の充実と、教職員の働き方改革の推進とを同時に目指すものである。国や県の方針に従い、令和8年度をめどに土日の活動を地域クラブに移行していきたいと考えている。まずはモデルとなる部活動を先行させ、課題の洗い出しや補助の在り方を検討していく。また部活動指導員を充実させ、外部との連携を模索していく。
- ④新型コロナウイルス感染者が拡大する中、学校の対応は、保護者の理解を得てスムーズに進み、授業に大きな支障が出ることは阻止できた。学校行事も感染拡大の動向に合わせてその都度適切に対応し、概ね計画通り実施することができた。アフターコロナへの準備も怠りなく進めており、次年度への取組改善へとつなげていきたい。また同様に影響を受けた青少年の育成事業の復活も課題である。たとえばジュニアリーダーではメンバーがゼロになり、新たに募集から始めなければならなくなった。またオーストラリア派遣研修や吹田市との児童交流事業も、再開にあたり新たに検討すべき事項が増えると考えている。一つ一つ丁寧に見直ししながら、以前以上に充実したものにブラッシュアップしていきたい。

新しい大綱と基本計画に従い、町の文化や自然の特色を活かして、広く町民や保護者の声を聞きながら教育環境を整え、一人一人の子どもに寄り添いながら、地域の宝として子どもたちを育む教育を推進していくことが責務と考えている。今後とも教育委員会一丸となって若狭町の子ども達の健やかな成長のために取り組んでいきたい。

令和5年6月1日

若狭町教育委員会
教育長 松宮毅

